

平成 29 年 7 月 27 日

## 高専機構における指名停止措置の概要

### 1 指名停止措置業者名等

清水電興株式会社  
石川県知事許可 第 011936 号  
石川県羽咋市酒井町ね 9

### 2 指名停止の措置対象区域等

独立行政法人国立高等専門学校機構発注の工事

### 3 指名停止の期間

3 か月（平成 29 年 7 月 27 日～平成 29 年 10 月 26 日）

### 4 指名停止の理由

平成 29 年 7 月 14 日に行われた本機構石川工業高等専門学校発注の「石川工業高専校内屋外電力設備その他改修工事」の入札において、落札決定後、落札した清水電興株式会社から入札価格の積算に過失があったことを理由に辞退の申し出があり、これにより同学校は同社の落札決定を取り消し、同工事の入札手続きに遅延を及ぼすこととなった。

このことが、独立行政法人国立高等専門学校機構工事等事務取扱規則（機構規則第 93 号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構工事等事務取扱基準（事務局長裁定）に定めるところにより、本機構が準用する「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 15 号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

（建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領）

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内